

令和7年11月

未利用口座管理手数料

よくあるお問い合わせ

熊本県信用組合

- Q1 未利用口座管理手数料とはどういったものですか？
- Q2 未利用口座管理手数料は何のために徴収するのですか？
- Q3 どのような口座が未利用口座管理手数料の引き落としの対象となりますか？
- Q4 未利用口座管理手数料が徴収されるスケジュールを知りたい
- Q5 未利用口座管理手数料が引き落とされないようにするにはどうすればいいですか？
- Q6 手数料引落とし日はいつですか？
- Q7 口座残高が手数料額1,320円（税込）に満たない場合、未利用口座管理手数料の不足額を請求されるのですか？
- Q8 解約手続きを行う場合には何が必要ですか？
- Q9 口座を利用または解約したいが、通帳、キャッシュカード、届出印がない場合や、キャッシュカードの暗証番号がわからない場合はどうすればいいですか？
- Q10 本人（口座名義人）が死亡しているがどうすればいいですか？
- Q11 案内状が届いていないのに手数料を引き落とされたが、返金してもらえますか？
- Q12 未利用口座管理手数料徴収により解約された口座は再利用（復活）できますか？

Q 1	未利用口座管理手数料とはどういったものですか？
A 1	2年以上お預け入れまたは払戻しのご利用のない残高1万円未満の普通預金（総合口座および無利息普通預金含む）・貯蓄預金を対象として、年1,320円（税込）の手数料をご負担いただくものです。

Q 2	未利用口座管理手数料は何のために徴収するのですか？
A 2	<p>長期間利用されていない口座は、お客さまが口座をお持ちであることをお忘れになり、通帳やカードの紛失・盗難等によって被害を受ける可能性がございます。</p> <p>また、盗難等された口座が振り込め詐欺の受取口座として利用されるなど、犯罪に利用されるケースもございます。</p> <p>未利用口座管理手数料は、口座が不正に利用されることによる犯罪の発生や、お客さまの被害を未然に防止するとともに、口座の継続的なご利用をお願いすることを目的としております。</p>

Q 3	どのような口座が未利用口座管理手数料の引き落としの対象となりますか？
A 3	<p>普通預金口座（総合口座および無利息普通預金含む）で、最終のお取引（入出金や口座振替）から2年以上お取引のない口座が未利用口座管理手数料の対象です。</p> <p>ただし、以下の場合は「対象外」となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>残高が10,000円以上の口座</u> ・<u>同一顧客で定期性預金がある口座</u> ・<u>同一顧客で貸出取引（当座貸越含む）がある口座</u> ・<u>同一顧客で出資金がある口座</u>

Q 4	未利用口座管理手数料が徴収されるスケジュールを知りたい
A 4	<p>3月31日（初回は5年9月30日）を基準とし、2年以上お預け入れまたは払戻しのご利用のない残高1万円未満の普通預金（総合口座および無利息普通預金含む）・貯蓄預金を未利用口座（A3で対象外とした口座を除く）として、随時お客様のお届け住所へ案内状をお送りしております。</p> <p>案内状お届け後6月30日まで（初回に限り令和8年6月30日まで）に、当該口座のご利用（入金または出金取引）もしくはご解約がされない口座より手数料を引き落しさせていただきます。</p>

Q 5	未利用口座管理手数料が引き落とされないようにするにはどうすればいいですか？
A 5	<p>口座残高が常時10,000円以上あれば、未利用口座管理手数料の対象外口座となり、本手数料を引き落とすことはありません。</p> <p>未利用口座管理手数料引落としのお知らせ（兼 解約通知書）が届いた場合は、以下のご対応をいただいくと本手数料は引き落とされません。</p> <p>【口座の継続利用をご希望の場合】 案内到着後、同年6月30日（初回は令和8年6月30日）までに当該口座のご利用（入金または出金取引・金額は問いません）をお願いします。また、キャッシュカードによるお取引でも結構です。 未利用口座管理手数料は継続してお取引がない場合、毎年1回手数料をいただきますが、常時残高が1万円であれば対象外となります。</p> <p>【口座解約をご希望の場合】 案内到着後、同年6月30日（初回は令和8年6月30日）までにご解約手続きを完了いただきますようお願いします。</p>

Q 6	手数料引落とし日はいつですか？
A 6	毎年 7 月 1 日以降、組合任意の日に口座振替を実施いたします。

Q 7	口座残高が手数料額 1, 320 円（税込）に満たない場合、未利用口座維持管理手数料の不足額を請求されるのですか？
A 7	当該口座の残高が手数料額 1, 320 円（税込）に満たない場合は、残高全額と預金利息を未利用口座管理手数料に充当したうえ解約させていただきます。 不足分を別途請求させていただくことはございません。

Q 8	解約手続きを行う場合には何が必要ですか？
A 8	以下の書類を取引店窓口へご持参ください • 通帳、キャッシュカード、お届出印 • 顔写真付きの本人確認資料 • 案内状

Q 9	口座を利用または解約したいが、通帳、キャッシュカード、届出印がない場合や、キャッシュカードの暗証番号がわからない場合はどうすればいいですか？
A 9	以下の書類を取引店窓口へご持参ください • 通帳、キャッシュカード（紛失の場合は不要です） • お届け印（紛失の場合は新しい届出印） • 顔写真付きの本人確認資料 • 案内状

Q10	本人（口座名義人）が死亡しているがどうすればいいですか？
A10	案内状到着後、6月30日までに取引店に死亡届をご提出ください。 その後、相続の手続きをお願いいたします。 ご手続きについては窓口にてご案内いたします。

Q11	案内状が届いていないのに手数料を引き落とされたが、返金してもらえますか？
A11	未利用口座管理手数料の引き落としの対象となる口座をお持ちのお客さますべてに、当組合にお届けされている住所にご案内状をお送りしております。 住所変更などにより案内状が到着しなかった場合でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。 したがって手数料の返金には対応しておりません。

Q12	未利用口座管理手数料徴収により解約された口座は再利用（復活）できますか？
A12	当該口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、残高全額と預金利息を手数料に充当した後、解約させていただきます。 一旦解約した口座の再利用（復活）はできません。